

Q 3 : 同居していた義父（被扶養者）が老人保健法に規定する老人保健施設に入居し、住所もこのホームに移した場合、被扶養者資格はどうなりますか？

A 3 : 配偶者の父母（義父母）を被扶養者とするには、同居している必要があります。ただし、入院、福祉施設・介護保険施設等への入所のような「一時的な別居」は「同居」と見なしますので、被扶養者資格を継続することができます。